

## 令和6年度第2回三春町農業委員会議事録

- 1 令和6年5月15日（水）午後3時20分より三春町役場2階大会議室において令和6年度第2回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 12名  
2番 山口陽一      3番 渡邊重吉      4番 大内将  
5番 加藤不二夫      6番 影山忠夫      7番 内藤保次  
8番 門馬稔治      9番 小林孝      10番 新田俊男  
11番 大津早苗      12番 本田儀勇      13番 橋本正亀
- 3 欠席委員 1名  
1番 増子弘子
- 4 事務局からの出席者 3名  
事務局長：遠藤 晃  
事務局次長：近内信二  
事務局主事：志賀瑞樹
- 5 審議案件  
議案第4号      現況確認証明申請について  
議案第5号      農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第6号      令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価について  
議案第7号      三春町農用地利用集積計画について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。  
3番 渡邊重吉 委員      4番 大内将 委員

## 8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。  
会長の議長でよろしく願いいたします。

### 議案第4号 現況確認証明申請について

議長： 「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題とします。

はじめにNo.1について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。  
場所は、北成田地内北保育所から南東へ1kmの地点です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした8番門馬委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 8番 門馬稔治 委員、現地調査報告

委員： 5月8日午後1時30分から、佐藤推進委員、橋本推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、約2m程度の雑草が茂っており、周囲の山林に浸食されつつある状況でした。また周囲が山林に囲まれていることから、日照の確保も困難であるため非農地証明の対象と判断されます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議長： 続いて、No.2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。  
場所は、字清水地内でんでんむしから北へ300mの地点です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした12番本田委員から現地調査の結果を報告してください。

- 委員： 12番 本田 儀 勇 委員、現地調査報告
- 委員： 5月8日午後3時から、大津委員、相川推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、約1m程度の雑草が茂っている状況でした。申請地は狭小な土地であり、また、東側山林の影地であり、日照の確保が困難な土地であるため非農地証明の対象と判断されます。  
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

#### **議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について**

- 議長： 「議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、田村農業普及所から北へ200mのところでは。
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした8番門馬委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 8番 門馬 稔 治 委員、現地調査報告
- 委員： 5月8日午後2時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、譲受人所有地に隣接している狭小な土地であり、草刈り等が行われ適切に管理されていることから、許可することに異議は無いものと思われま。
- 議長： 以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。

- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。
- 議 長： 続いて、No 2 に移ります。
- なお、No. 2 については 8 番門馬委員に関わる議案となっておりますので、門馬委員は退出願います。
- それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、熊耳地内セブンイレブンから東へ 3 0 0 m のところ  
です。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした 9 番小林委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 9 番 小 林 孝 委員、現地調査報告
- 委 員： 5 月 9 日午後 2 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、一部農作業小屋が建築されており、作付や草刈り等も行われ適切に管理されていることから許可することに異議は無いものと思われ  
ます。  
以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はござい  
ませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定  
いたします。
- 議 長： 続いて、No 3 について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地に賃借権を設定しようとする  
ものです。  
場所は、滝桜から北東へ 6 0 0 m、南東へ 5 0 0 m、南へ 3 0 0 m のところ  
です。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした 2 番山口委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 2番 山口陽一 委員、現地調査報告

委員： 5月9日午前10時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、現在も作付されており、草刈り等も行われ適切に管理されていることから許可することに異議は無いものと思われま  
す。  
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

6番委員： 貸借を行うのはすべて田ですか。

事務局： すべて田となっております。

議長： その他に質問などありますか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No4について事務局の説明を求めます。

事務局：  
この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、鷹巣地内宗形工務店の南東側のところ  
です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした3番渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 3番 渡邊重吉 委員、現地調査報告

委員： 5月8日午前10時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、耕作等されている様子はありませんでしたが、今後草刈り等を行ない、適切に管理することから許可することに異議は無いものと思われま  
す。  
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可  
することに決定いたします。

#### **議案第6号 令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価について**

議長： 「議案第6号 令和5年度最適化活動の目標に対する点  
検・評価について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： (議案書に沿って説明)

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はござ  
いませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、異議なしとすることに、ご異議ありま  
せんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとするこ  
とに決定いたします。

#### **議案第7号 三春町農用地利用集積計画について**

議長： 「議案第7号 三春町農用地利用集積計画について」を議  
題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第  
1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。  
場所は、鷹巣地内三春町堆肥センターから東へ100mの  
ところです。

事務局： (議案朗読)

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はござ  
いませんか。

6番委員： 作る作物はなんですか。

事務局： イチジクと借受者より伺っております。

議長： その他に質問などありますか。

10番委員： 仮置き場のところですか。

事務局： そのとおりです。

